

平成28年度高齢者雇用開発コンテスト  
～ 生涯現役社会の実現に向けて ～

(主催：厚生労働省、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

高齢者雇用開発コンテストは、高齢者が長い職業人生の中で培ってきた知識や経験を職場で有効に活かすため、企業等が行った創意工夫の事例を広く募集・収集し、優秀事例について表彰を行うことで、優秀企業等の改善事例と実際に働く高齢者の働き方を国民および企業等に広く周知することにより、雇用環境の整備に係る企業等の具体的な取り組みの普及・促進を図り、生涯現役社会の実現に向けた気運を醸成することを目的として実施します。

**【募集テーマ】**

いつまでも働きたいと希望する高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役でいきいきと働くことができるよう各企業等が行った雇用管理や職場環境の改善に係る創意工夫の事例を募集します。参考として以下の改善項目を例示いたします。

- ① 制度面：人事・賃金管理等制度に関する改善（定年制の廃止や定年年齢の引上げ、再雇用制度のメニュー化、短日・短時間労働等柔軟な雇用形態の適用、職務給の導入、評価基準の整備等）
- ② 能力開発：新しい職場・職務での就業、新たな知識や技能の習得等を容易にするための高齢者をターゲットとした教育訓練、高齢者による若年者への技能継承等能力開発に関する改善
- ③ 職場の環境改善：ミスの防止、ムダな動きをなくし効率的な働き方とするための見直し、疲労防止など、高齢者の働きやすさを高めるための職場の環境改善
- ④ 健康管理・安全衛生、その他：高齢者向けの健康管理・安全衛生管理・福利厚生、等に関する改善、高齢者や職場のモチベーション向上のための工夫その他改善
- ⑤ 新職場、職務の創出：高齢者雇用のための新たな職場や職務の創出

**【応募方法】**

- (1) 指定の応募様式に記入または入力の上、紙媒体または電子媒体で提出してください。また、写真、図、イラスト等、改善等の内容を具体的に示す参考資料を添付してください。
- (2) 応募様式は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下、「機構」といいます。）各都道府県支部高齢・障害者業務課において紙媒体または電子媒体で配付します。また、機構のホームページからも入手できます。

**【応募資格】**

- (1) 原則として、「企業」または「事業所」からの応募とします。
- (2) 応募時点において、労働関係法令に関し重大な違反がないこととします。
- (3) 希望者全員が65歳まで働ける制度を導入し、高齢者が持つ知識や経験を十分に活かして、いきいきと働くことができる職場環境となる創意工夫がなされていることとします。ただし、高齢者雇用安定法の経過措置として継続雇用制度の対象の基準を設けている場合は、希望

者全員が65歳まで働ける制度には該当しないことから、当コンテストの趣旨に鑑み、対象外とします。

**【応募締切日】**

平成28年5月13日（金） 当日消印有効

**【提出先】**

機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課へ提出してください。

**【賞】**

- (1) 厚生労働大臣表彰
  - 最優秀賞 1編
  - 優秀賞 2編
  - 特別賞 3編

※審査の結果により、編数は変更になる場合があります。
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰
  - 優秀賞 若干編
  - 特別賞 若干編

**【審査】**

学識経験者等から構成される審査委員会を設置し、審査します。

**【入賞企業等の発表等】**

- (1) 入賞企業等は、平成28年10月上旬を目処に厚生労働省及び機構において各報道機関等へ発表するとともに、入賞企業等には、各表彰区分に応じ厚生労働省または機構より通知します。また、同月中に表彰式を行います。
- (2) その他、厚生労働省および機構のホームページ、機構発行の「エルダー」誌上に入賞企業等の事例を掲載する予定です。

**【問い合わせ先】**

機構（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/>）  
機構の各都道府県支部高齢・障害者業務課  
（ホームページ <http://www.jeed.or.jp/location/shibu/>）

**【その他】**

応募した文書の著作権および使用权は、主催者に帰属するものとし、応募事例は、厚生労働省、都道府県労働局、ハローワークおよび機構が実施する啓発活動に活用します。